

新人委第24号
平成19年4月1日

各任命権者様

新潟市人事委員会
委員長 丸山 正

俸給等支給規則の運用について

新潟市職員の俸給等の支給に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第43号）の運用について、下記のとおり定めたので、通知します。

記

第2条関係

「人事委員会が認めるとき」とは、第6条の規定により日割計算による俸給が相当程度少額であって、かつ、当該職員の上承を得たときをいい、その俸給は次の俸給の支給日に合わせて支給できるものとする。

第3条関係

「その際俸給を支給する」場合には、その日以後において計理上処理できる限りすみやかに支給すること。

第6条関係

本条第1項の場合における俸給の支給日は、すべて俸給の支給定日とする。